

## 議題 3 児童福祉専門分科会の開催結果について

### 1 経過及び概要

二本松市に所在した認可保育所において発生した園児虐待事件に係る調査については、令和3年11月に審議会の委員13名から会議の招集請求があり、同11月26日開催の審議会において審議し、以下2点が決議された。これを受けて令和4年1月12日に児童福祉専門分科会を開催したことから、その結果を報告し、今後の進め方を審議するもの。

- (1) 審議会として調査の場を設置すること
- (2) 調査事項・調査体制については児童福祉専門分科会において審議すること

### 2 児童福祉専門分科会の開催結果

- (1) 日 時 令和4年1月12日(水)10:30～11:10
- (2) 場 所 杉妻会館4階 牡丹
- (3) 出席者 委員：14名（うちオンライン参加1名）

(分科会長：鎌田真理子委員 副分科会長：原野明子委員)

県：こども未来局長、次長、子育て支援課長等

#### (4) 開催結果

報告1 令和3年度第2回福島県社会福祉審議会の結果について  
事務局より資料に基づき説明があった。

報告2 認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件について  
事務局より資料に基づき説明があった。

議事 議題：園児虐待等の類似事件再発防止策に関することについて

#### ① 調査事項について

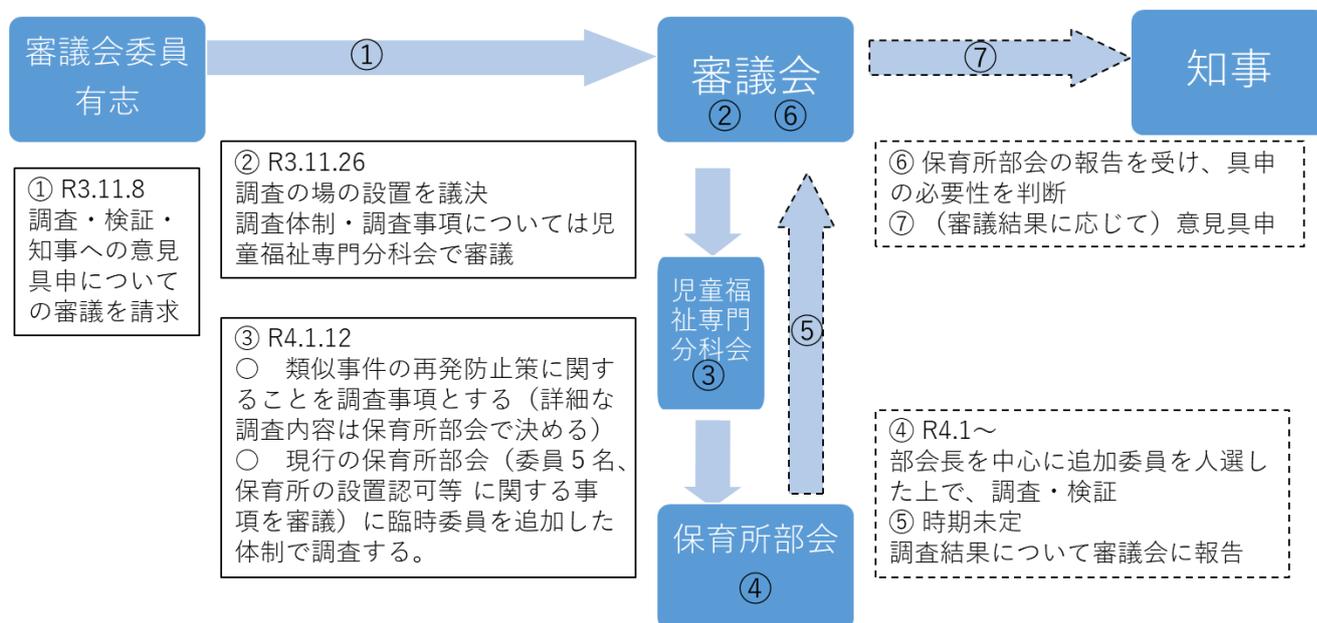
類似事件の再発防止策に関することを調査事項とする（詳細な調査内容は保育所部会で決める）。

#### ② 調査体制について

現行の保育所部会（委員5名、保育所の設置認可等に関する事項を審議）に臨時委員を追加した体制で調査する。

### 3 今後の進め方について

(1) これまでの経過と今後の予定に係るイメージ図



※ ④の保育所部会による調査結果・決議事項の取扱いについて、規程では明記されていない。通常の保育所部会の審議事項である保育所の認可等に関して諮問を受けた時については、保育所部会の決議が審議会の決議となる旨が規程第3条7項に明記されているが、今回はこれに該当しない。

このため、保育所部会の決議の取扱いについて、審議会ですべて整理する。

（参考）福島県社会福祉審議会運営規程 一部抜粋

#### 第3条

7 審議会は、児童福祉に関して諮問を受けたときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

#### 第4条

11 審議会は、保育所の設置認可等に関して諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(2) 審議事項

今後保育所部会において実施する園児虐待等の類似事件再発防止策に関する調査に関して、調査結果の取扱いを以下のとおりとすることについて承認を求めるもの。

○ 調査結果は審議会に報告し、審議会において意見具申の必要性を判断することとする。